

被災施設等応急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、平成26年2月の大雪による農産物の生産に必要な施設の損壊等、農業経営に支障をきたす事態となっており、被災した農業用施設等（以下「被災施設」という。）の撤去を緊急的に実施するため、被災施設の撤去に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7296号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）、平成25年度被災農業者向け経営体育成支援事業、平成26年度被災農業者向け経営体育成支援事業の実施について（平成25年度の大雪）（平成26年3月28日付け25経営第3950号農林水産省経営局長通知、以下「実施通知」という。）、農業経営対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）及び山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、実施要綱別記2第1の2の(1)のアに定める助成対象者（以下「助成対象者」という。）が実施する被災施設の撤去（以下「撤去事業」という。）に対し、市町村が補助する場合に、予算の範囲内で市町村に交付するものとし、その補助対象経費、補助率、補助単価の上限等は別表1及び2のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第3条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事へ提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）を市町村長に通知するものとする。

2 知事は、第3条2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

る。

- 3 知事は、第3条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 市町村長は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- 2 市町村長は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を提出して知事の承認を受けなければならない。

- 3 市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(着工)

第6条 実施要綱第3の1の(2)のアの事業(以下「融資等活用型事業」という。)の着工は、原則として第4条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、助成対象者が交付の決定前に着工する場合にあつては、市町村長はその理由を明記した交付決定前着工届(様式第5号)を知事に提出するものとする。なお、この場合において、市町村長は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(遂行状況報告)

第7条 市町村長は、補助金の交付の決定があつた年度の各月末日現在において、事業遂行状況報告書(様式第6号)を作成し、翌月10日までに知事に提出し、事業の遂行状況を報告するものとする。ただし、次条第2項の概算払請求書を提出する場合は、これをもって当該報告書に代えることができるものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 市町村長は、事業が完了したとき又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第8号)により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して

- 1 箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。
- 2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項ただし書の規定により交付申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、消費税等仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

（書類の保管）

第11条 補助金の交付を受けた市町村及び助成対象者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（書類の提出）

第12条 本要綱により提出する書類は、正副2部を所管する農務事務所に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年3月28日から適用する。

別表 1

補助対象経費	補助率	軽微な変更
I 助成対象者が実施する実施通知の別紙の3の(3)に規定する撤去事業に対し、市町村が補助した額	75/100 以内 (ただし、次の①及び②の補助率の合計とする。) ① 実施通知の別紙の3の(3)の②のイに規定する額(国補助額)相当については、撤去事業に要する経費の50/100 以内 ② 撤去事業に要する経費から国補助額を差し引いた額の1/2 以内(撤去に要する経費の25/100 以内)	補助事業の目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
II 助成対象者が実施する野菜トンネルの撤去事業に対し、市町村が補助した額	1/2 以内	

別表 2 (野菜トンネル以外は実施通知の別紙の3の(3)の②のイの助成単価表に準ずる)

被災施設の種類	助成単価の上限
I	
① 被覆材がガラスのハウス	1,200 円/m ²
② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス	880 円/m ² 骨材に鋼材を使っているもの、又は主要部分に鋼材を使っていない場合でも強度を向上させた構造(はり、筋交い、主要部分に通常部分より太いパイプを使用している等)であるものを含む。
③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス	290 円/m ²
④ 畜舎	4,500 円/m ²
⑤ 自力撤去	110 円/m ²

⑥ その他	<p>上記以外の施設については、上記単価に準じる（具体的には、果樹棚等は上記③又は⑤、農作業用施設等は④に準じる。）ものとする。</p> <p>ただし、以下(ア)～(ウ)を満たす場合であって、上記の補助単価を超えることがやむを得ないと市町村が特別に認める場合は、県と協議の上、市町村が認める額（以下「市町村特認単価」という。）を助成単価とすることができるものとする（自力撤去及び野菜トンネルは除く）。</p> <p>(ア)以下のいずれかの理由により国が定めた助成単価によることが困難であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 施設の設置場所が傾斜地であるために平地での撤去作業に比べて費用が増加する場合。 ii 施設が鉄筋コンクリート造であるために撤去費用が増加する場合。 iii 施設内の搾乳施設、給餌施設、ケージ、水耕栽培システムの撤去のために本体施設の撤去とは別に費用が増加する場合。 iv 施設の基礎部分の解体が必要なために費用が増加する場合。 v 断熱材を使用しているために廃棄資材の処理費用が増加する場合。 vi 上記 i から v と同等の特別な事情がある場合。 <p>(イ)複数の業者から見積もり等を徴取することにより国の助成単価を超える撤去費用の妥当性が確認されていること。</p> <p>(ウ)市町村が発注する公共事業の単価・歩掛かりを準用した積算と比較・検討し適正であると確認されていること。</p>
II	
① 野菜トンネル	<p>32 円/m²</p> <p>知事が必要と認める品目に限る</p>

別表 2 の I ⑥ のただし書きに規定する市町村特認単価を適用する場合には、様式第 10 号を作成し、県に協議するものとする。